

佐用町ネーミングライツスポンサー募集要項

1 目的

佐用町では、令和7年度に合併20周年を迎えるにあたり、これからの町政を地域と共に盛り上げていくこと及び施設等の良好な運営につなげることを目的とし、施設等に愛称を付与する権利(以下「ネーミングライツ」といいます。)を取得する企業等を募集します。

2 得られる権利

選定された企業等(以下「ネーミングライツスポンサー」といいます。)は、対象施設等の愛称に企業名・商品名等を付し命名することができます。なお、この権利を第三者に譲渡することは原則としてできません。

3 対象施設

別紙1に記載のとおり。

※ 各施設等の概要は、町ホームページ等でご確認ください。

4 募集の概要

(1) 応募資格

自らがネーミングライツスポンサーとなることを希望する企業等又はその企業等を代理する広告代理店事業者の方々がご応募いただけます。

各施設等のネーミングライツスポンサーとしてふさわしい方で、次の①から⑩に該当しない企業等が対象です。

なお、町は、応募のあった企業等が暴力団等であるか否かについて、兵庫県警察本部等に意見を聴くことがあります。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業その他これに類似する業種を営む事業者
- ② 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業
- ③ ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)の規定による宝くじに係るものは除く。
- ④ 法令の定めのない医療類似行為を行う業種
- ⑤ 占い、運勢判断等に関する業種
- ⑥ 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人的な宣伝に係る業種を営む事業者
- ⑦ 興信所、探偵事務所等
- ⑧ 業務を行う上で必要な許可等を受けることなく当該業務を行う事業者
- ⑨ 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生又は更生手続中の事業者
- ⑩ 法令に違反している事業者
- ⑪ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

- ⑫ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人
- ⑬ 佐用町税及び県税・国税の滞納をしている事業者
- ⑭ 佐用町指名停止基準(平成26年佐用町基準第2号)に規定する指名停止を受けている事業者
- ⑮ ①～⑭のほか、町長がネーミングライツスポンサーとして適当でないと認める規制業種又は事業者

(2) 応募の手続き

ネーミングライツ付与事業の手続きとしては、町が選定した施設等についてネーミングライツスポンサーの募集(公募型)を行い、町ホームページ等により広く公表します。

応募にあたっては、「様式第1号」を用いるものとします。

手続きの流れ

- ① 応募者からのネーミングライツ取得申込書の提出
- ② 選考委員会の開催
- ③ 選定結果の通知
- ④ 契約の締結
- ⑤ 施設表示等の変更
- ⑥ 愛称の使用開始

(3) ネーミングライツ料

ネーミングライツ料(消費税除く)を年額(1万円単位)で提示してください。各施設等の最低価格は別紙1のとおりです。(複数施設等への応募も可能です。)

※1 契約期間の始期が会計年度の途中からとなる場合、契約期間に相応する応募金額を月割計算で算出し、ネーミングライツ料とします。

※2 原則として、会計年度ごとに、町が指定する日までに、当該年度分の料金の全額をお支払いいただきます。

※3 徴収したネーミングライツ料は還付しません。ただし、特別の事由があると町が認めるときは、その全部又は一部を還付することができるものとします。

(4) 契約期間

本町とネーミングライツスポンサーとは、ネーミングライツ事業に関する契約を締結します。契約期間については、以下のとおりとします。

希望する契約期間をご提示ください。原則3年以上とし、施設の性格等に応じて決定します。なお、契約期間の始期が会計年度の途中からとなる場合、契約期間の満了日は、原則、始期から起算して3年を超える年度末までとします。

契約期間満了時には、原則として更新に係る優先交渉権を付与することとします。契約期間満了後も契約を継続する意思を申し出る場合は、ネーミングライツ事業更新申込書(様式第7号)及び第7条各号に規定する書類添えて提出ください。

(5) 愛称について

希望する愛称を提示して下さい。また、愛称の命名理由等を簡潔にご説明ください。ただし、各施設等にふさわしい愛称であり、次の①から⑤に該当しないものとします。

愛称は、「〇〇〇××体育館」「〇〇〇プレゼンツ」「sponsored by〇〇〇」のように、「〇〇〇」の部分に企業名又は商品名(ブランド名)等を表示することができます。

また、原則として、契約期間中の愛称の変更はできません。

① 表現内容が不適切であるもの

ア 国内世論が大きく分かれるもの

イ あたかも町が推奨しているかのような表現を含むもの

ウ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの

エ 暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現であるもの

オ 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの

② 法令に違反するもの

ア 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第5条に規定する表示に該当すると認められるもの

イ 薬事法(昭和35年法律第145号)第66条に規定する広告等に該当すると認められるもの

ウ 氏名、肖像などを本人に無断で使用したもの又は明らかに模倣、盗作などとみなされる表現のもの

③ 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの

イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するもの

ウ 残酷な描写など善良な風俗に反するもの

エ ギャンブル等を肯定するもの

オ たばこ、酒に関わるもの

カ その他青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

④ 消費者の利益を損なうもの又はそのおそれがあるもの

ア 法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

イ マルチ商法、詐欺商法、催眠商法等、悪質商法とみなされるもの

ウ 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識させたりするような投資信託等の経済行為に関するもの

エ 虚偽の内容又は根拠のない誇大な表現によるもの

- オ 射幸心を著しくおこす表現のもの
 - カ 労働基準関係法令を遵守していない人材募集広告
 - キ 不動産の表示に関する公正競争規約に反するもの
 - ク 国家資格に基づかない者が行う療法等
 - ケ 広告主が明確でない、又は責任の所在が明確でないもの
 - コ 内容が意味不明なもの
 - サ 商品先物取引に関する広告
 - シ その他消費者の利益を損なうもの又はそのおそれがあると認められるもの
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、施設に表記する愛称として適当でないと町長が判断するもの

(6) 愛称表示について

ア 使用期間

愛称の使用期間は、契約期間の始期から満了日までとします。

イ 既設案内板等の付替や修正に要する経費

既設の案内板等の付替や修正(以下「表示変更」といいます。)に要する費用は、ネーミングライツ料とは別途、ネーミングライツスポンサーにご負担いただきます。

ウ 工事等の実施

表示変更のための工事は、ネーミングライツスポンサーによる施工を基本とします。ただし、施工範囲、実施時期及び内容(デザインや大きさ等)等は、町と協議のうえ決定します。

※1 屋外看板、道路標識等の表示変更は、町や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示についてのみに行うこととします。また、屋外看板については、県の屋外広告物条例による規制対象となる点にもご留意ください。

※2 愛称使用の開始日において、表示変更が完了していない場合においても、使用期間及びネーミングライツ料の変更はありません。

※3 パンフレット等の印刷物の表示更新は町が実施します。ただし、変更は新規作成分からとさせていただきます。

※4 ホームページの表示更新は町が実施しますが、外部委託が必要な場合など内容によっては費用負担を求める場合があります。

エ 原状回復

契約期間終了後の原状回復に要する費用については、ネーミングライツスポンサーの負担となります。また、原状回復のための工事は、ネーミングライツスポンサーによる施工を基本とします。ただし、施工範囲、実施時期及び内容(デザインや大きさ等)は、町と協議のうえ決定します。

5 申込方法

(1) 募集期間

随時、応募を受け付けます。申請書類を受理した場合は、当該月末の時点で、応募のあった

施設の募集を締め切り、選定手続きを行います。ただし、ネーミングライツ募集初年度の令和 7 年度の初回募集期間においては、令和7年4月1日(火)から令和7年6月6日(金)までとし、以降は、随時募集とします。

<提出先>

企画防災課あてに直接持参か郵送又は電子メールで提出ください。

(2) 申請書類

申請書類の様式は、佐用町ホームページからダウンロードしてください。

- ① ネーミングライツ事業申込書(様式第1号)
- ② 企業等の概要(様式第2号) ※パンフレット等でも可
- ③ 役員一覧表(様式第3号)
- ④ 誓約書(様式第4号)
- ⑤ 決算報告書(直近3年分) ※個人事業主の場合は確定申告書の写しでも可
- ⑥ 登記事項証明書※発行後 3 か月以内のもの
(個人事業主の場合は、税務署への開業届出書の写しでも可)
- ⑦ 納税証明書(直近1年分:課税されている国税及び町税について、管轄税務署、都道府県および市町村が発行する滞納がないことの証明書)
- ⑧ 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要のわかる書類(任意様式)
- ⑨ 地域貢献に対する支援実績及び今後の計画に関する資料(任意様式)
- ⑩ その他町長が必要と認める書類

(3) 申請部数

各 1 部をご提出ください。

※1 複数施設等に応募する場合は、施設ごとにご提出願います。

※2 軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません。(ただし、審査の結果などに基づく、協議による修正を妨げるものではありません。)また、提出された申請書類は返却いたしません。

※3 申請書類に虚偽の記載があったことが判明した場合には、失格となります。

6 選定方法等

(1) 選定方法

申請書類等の内容を確認させていただいた後、必要に応じてヒアリング、追加資料の提出を求める場合があります。

応募申込書の提出があった者について、随時、応募者及び応募された愛称、金額等の提案内容をもとに、町が設置する「佐用町ネーミングライツスポンサー審査委員会」(以下、「委員会」という。)で審査を行います。委員会では、募集資格、愛称の条件等を満たしているか確認するとともに、次の項目により総合的に審査し、ネーミングライツスポンサー優先交渉者を選定します。

審 査 項 目	内 容	配点
提 示 条 件	ネーミングライツ料	40
	希望契約期間	10
経 営 の 安 定 性	経営状況 ネーミングライツ料の支払い能力	10
地 域 貢 献 等	地域貢献の活動実績及び今後の計画	10
愛 称 好 感 度	施設の愛称としてのふさわしさ(親しみやすさ、イメージ整合)	20
加 点 考 慮	町内活動拠点の有無	10

(2) 選定結果の通知

決定後、応募者に文書で通知するとともに、決定したネーミングライツスポンサーを佐用町ホームページ等で公表します。

(3) 契約の締結

決定したネーミングライツスポンサーは、施設等への愛称付与に関する契約を町と締結することとします。

(4) 留意事項

ネーミングライツスポンサー選定後において、応募資格を欠くこととなった場合、または社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれる恐れがある場合など、ネーミングライツスポンサーとして適当でないと認められるときは、町はネーミングライツスポンサーの決定の取消しができることとします。その場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツスポンサーの負担とします。

なお、応募を途中で辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出してください。

7 問い合わせ先

〒679-5301 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611-1

佐用町役場 企画防災課 まちづくり企画室

電話:0790-82-0664 FAX:0790-82-0492

E-mail:kikaku@town.sayo.lg.jp